

秋田県育成経営体の公募・公表事務取扱要領

令和2年2月19日 森－2545

（趣旨）

第1 この要領は、秋田県育成経営体の公募・公表の実施において、秋田県育成経営体の公募・公表に関する実施要綱（令和2年2月19日制定。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（登録基準）

第2 実施要綱第2に定める秋田県育成経営体の登録の基準とは以下のとおりとする。

- （1）登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載がないこと。
- （2）別紙「秋田県育成経営体の登録基準」の項目について、当該林業経営体の事業内容に該当する項目の基準を全て満たしていること。

（登録の申請）

第3 実施要綱第4の登録を受けようとする林業経営体（以下「申請者」という。）は、同要綱第5の申請書等を、申請者の主たる事務所の所在地を所管する地域振興局長（以下「振興局長」という。）に1部提出するものとする。

- 2 振興局長は、申請書等の提出を受け、第2の登録基準により確認を行い秋田県育成経営体名簿に登録した場合は、秋田県育成経営体の登録に係る確認書（様式1－1、1－2）を付して、農林水産部長に提出するものとする。

（申請書の記載内容）

第4 実施要綱第5第1項⑬のその他知事が定める情報は次に掲げるものとする。

- （1）地域への貢献や表彰実績、経営の健全性に関する事項。
- （2）上記のほか、登録・公表を行った情報の閲覧者が森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適正に選択するために必要な事項。

（申請書の添付書類）

第5 実施要綱第5第2項⑨のその他知事が定める書類は次に掲げるものとする。

- （1）別紙の秋田県育成経営体の登録基準に適合していることが確認できる根拠資料。

(変更の届け出)

第6 実施要綱第8第1項の届出をしようとする者は、同項で規定する届出書等を主たる事務所の所在地を所管する振興局長に1部提出するものとする。

2 振興局長は、前項の申請書等の提出を受けたときは、内容を確認し、登録名簿等を農林水産部長に提出するものとする。

3 実施要綱第8第2項の届出をしようとする者は、同項で規定する申請書等を、主たる事務所の所在地を所管する振興局長に1部提出するものとする。

4 振興局長は、前項の申請書等の提出を受けたときは、内容を確認し第3第2項の規定を準用し、農林水産部長に提出するものとする。

(登録取消の申出)

第7 実施要綱第11第1項②の申出については、第6条の規定を準用する。

(登録の取消)

第8 実施要綱第11第1項④のその他知事が取消の必要があると認める場合とは次に掲げるものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当することになったとき。

(2) 実施要綱第10の実施状況報告が提出されないとき。

附則

この要領は、令和2年2月19日から施行する。